

清須市ファミリーシップ宣誓制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、様々な理由により婚姻をすることができない者が、当該者等が家族であることを誓う制度（以下「宣誓制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ファミリーシップ 互いを尊重し、日常生活において対等な立場で継続的に責任をもって協力すると約した関係（以下「パートナーシップ」という。）にある者又はパートナーシップにある者及び当該パートナーシップにある者のいずれか一方の3親等内にある者その他市長がこれに準ずると認める者（以下「近親者等」という。）が家族であると約した関係をいう。
- (2) 宣誓 ファミリーシップにあることを市長に対して誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、パートナーシップにある者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 双方又は一方が市内に住所を有すること又は当該宣誓をしようとする日から3月以内に市内に転入する予定であること。
- (3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者（当該パートナーシップにある者を除く。）を含む。以下同じ。）がいないこと。
- (4) 民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができない者（養子縁組により、婚姻をすることができない者を除く。）でないこと。

(宣誓)

第4条 宣誓をしようとする者は、市長が指定する職員の面前においてファミリーシップ宣誓書（第1号様式。以下「宣誓書」という。）を自ら記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出し、宣誓をしなければならない。

- (1) 市内に住所を有することを証明することができる書類（宣誓をしようとする

日前3月以内に発行されたものに限る。) 又は市内に転入する予定であることを証明することができる書類

- (2) 配偶者がいないことを証明することができる書類 (宣誓をしようとする日前3月以内に発行されたものに限る。)
 - (3) 養子縁組により婚姻ができない者にあっては、その関係を証明することができる書類
 - (4) 近親者等がある者にあっては、近親者等の記載に関する同意書 (第2号様式)
(当該近親者等が15歳以上である場合に限る。) 及び当該パートナーシップにある者の近親者等であることを証明することができる書類 (宣誓をしようとする日前3月以内に発行されたものに限る。)
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項第4号に掲げる近親者等の記載に関する同意書は、当該近親者等が自ら記入しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、宣誓書の記入を自ら行うことができないと市長が認める者にあっては、市長が適当と認める者に記入させることができる。
- 4 市長は、宣誓書の提出に際し、公的身分証明書を提示させることにより、当該宣誓をしようとする者の本人確認を行うものとする。
- 5 宣誓をしようとする者は、原則として、あらかじめ当該宣誓をしようとする日及び時間を市長に申し込まなければならない。
(受理証明書等の交付等)

第5条 市長は、宣誓書の提出があったときは、その内容を確認し、適當と認めたときは、当該宣誓書を提出した者 (以下「宣誓者」という。) に対し、ファミリーシップ宣誓書受理証明書(第3号様式)及びファミリーシップ宣誓書受理証明カード (第4号様式) (以下「受理証明書等」という。) を交付するものとする。

- 2 第1項の規定にかかわらず、宣誓者双方が本市に住所を有しない場合にあっては、受理証明書等の交付に代えて、転入予定者受付票 (第5号様式) を交付するものとする。
- 3 転入予定者受付票の有効期間は、宣誓書の提出があった日から3月とする。
- 4 転入予定者受付票の交付を受けた宣誓者は、当該宣誓者の双方又は一方が本市に転入したときは、転入予定者受付票にその旨を証明することができる書類を添

えて、市長に提出しなければならない。

5 市長は、前項の規定により転入予定者受付票の提出があったときは、当該宣誓者に対し、受理証明書等を交付するものとする。

6 市長は、受理証明書等の交付を受けた宣誓者の近親者等の申出により、当該近親者等に対し、当該近親者等に関する事項が記載された受理証明書等を交付することができる。

(通称名の使用)

第6条 宣誓をしようとする者及びその近親者等は、当該宣誓をしようとする者及びその近親者等の氏名に代えて通称名（当該者が日常生活において使用する名称をいう。以下同じ。）を使用することができる。

2 前項の規定により通称名を使用しようとする者は、当該通称名を使用していることを確認することができる書類を市長に提示しなければならない。

(宣誓事項の変更)

第7条 受理証明書等の交付を受けた宣誓者は、宣誓書に記載した事項に変更があったときは、ファミリーシップ宣誓書に関する変更届（第6号様式）に当該変更があった事項を証明することができる書類及び受理証明書等を添えて、市長に提出しなければならない。

2 第4条第4項の規定は、前項の規定による変更届の提出について準用する。

(近親者等に関する記載事項の削除)

第8条 受理証明書等の交付を受けた近親者等（15歳以上の者に限る。）は、受理証明書等に記載された当該近親者等に関する事項を削除しようとするときは、ファミリーシップ宣誓に関する申立書（第7号様式）に当該近親者等に交付された受理証明書等を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申立書の提出があったときは、当該近親者等に関する事項が記載された受理証明書等を交付した者に対し、当該受理証明書等の返還を求めるものとする。

3 市長は、前項の規定により受理証明書等の返還があったときは、当該受理証明書等を返還した者に対し、当該者の近親者等に関する事項を削除した受理証明書等を交付するものとする。

4 第4条第4項の規定は、第1項の規定による申立書の提出について準用する。

(受理証明書等の再交付)

第9条 受理証明書等の交付を受けた者は、受理証明書等を紛失し、毀損し、又は汚損したときは、受理証明書等の再交付を受けることができる。

2 前項の規定により再交付を受けようとする者は、ファミリーシップ宣誓書受理証明書等再交付申請書（第8号様式）に毀損し、又は汚損した受理証明書等を添えて、市長に提出しなければならない。

3 第4条第4項の規定は、前項の規定による再交付申請書の提出について準用する。

(受理証明書等の失効等)

第10条 受理証明書等は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その効力を失う。

- (1) パートナーシップが解消されたとき。
- (2) 受理証明書等の交付を受けた宣誓者が市内に住所を有しなくなったとき。
- (3) 受理証明書等の交付を受けた宣誓者のいずれか一方が死亡したとき（当該受理証明書等に近親者等の記載がある場合を除く。）。
- (4) 第8条第1項の規定による申立書の提出があったとき。
- (5) 宣誓が無効となったとき。

2 受理証明書等の交付を受けた者は、当該受理証明書等がその効力を失ったときは、ファミリーシップ宣誓受理証明書等返還届（第9号様式）に当該受理証明書等を添えて市長に提出しなければならない。

3 第4条第4項の規定は、前項の規定による返還届の提出について準用する。

(無効の宣誓)

第11条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。

- (1) 宣誓書に記載した事項に虚偽があることが判明したとき。
- (2) 受理証明書等を不正に利用したことが判明したとき。
- (3) 受理証明書等を偽造し、又は変造したとき。

(宣誓内容証明書の交付)

第12条 受理証明書等の交付を受けた者及び当該受理証明書等に記載された近親者等は、ファミリーシップ宣誓内容証明書交付申請書（第10号様式）を市長に提出し、ファミリーシップ宣誓内容証明書（第11号様式）の交付を受けること

ができる。

2 第4条第4項の規定は、前項の規定による申請書の提出について準用する。

(宣誓書の保存期間)

第13条 市長は、第4条第1項の規定により提出があった宣誓書を、当該宣誓に係る効力が失効した日から5年間保存しなくてはならない。

(個人情報の保護)

第14条 市長は、この告示による事務の遂行のために収集した個人情報を適正に管理し、及び宣誓者等の秘密を守るために必要な措置を講じなければならない。

(宣誓制度の周知等)

第15条 市長は、市民、事業者等が宣誓制度の趣旨を理解するとともに、これを尊重し、公平かつ適切な対応をすることができるよう周知及び啓発に努めるものとする。

2 市長は、宣誓制度について、他の地方公共団体と必要な連携がなされるよう努めるものとする。

3 市長は、施策の推進に当たっては、宣誓制度の趣旨を尊重し、宣誓者に十分配慮するものとする。

(雑則)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。